

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年2月17日（平成27年（行個）諮問第27号）

答申日：平成28年7月25日（平成28年度（行個）答申第77号）

事件名：本人に係る相談票の一部訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定日の相談票に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、その一部を不訂正とした決定については、別紙のとおり訂正すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、平成26年9月22日付け島労発基0922第1号により島根労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部訂正決定（以下「原処分」という。）について、更に訂正を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

（訂正決定通知の）文中4訂正しなかった理由中、相談内容の記載が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることができなかったことについては、内容が「事実でない」とは言えないため、訂正請求には理由がないと判断した。とあるが島根労働局としては当初の文書から類推判断されたのであり、私は当初の文書に対して訂正請求をしているのだから、今一度島根労働局で関係する当事者の聴取等（電話によるものやら、文書によるもので、今次私は何も聞かれていません。）を行い事実確認を確実に実施し、真実を把握していただきたいと思ひまして本審査請求を行った次第であります。

##### （2）意見書

本件は、特定会社、特定所在地に対して解雇理由証明書の交付を依頼（別紙1省略）したところ、交付できない（別紙2省略）との回答に対し、諮問庁の島根労働局特定労働基準監督署労働基準監督官に相談した結果、途中交付すべき人が変わっていた（別紙3省略）ことに派生し諸々の齟齬が生起し、今回の諮問との結果に至った次第です。

労働者派遣法の改正が今国会与野党の対決法案かとなる今日、労働形態のサンプルとしてリーマンショック後の企業の一部に採られた労働の実態、地方のある種の労働態様について審査いただければ幸甚に思います。（使用者は指揮命令を有する立場です。）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法29条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとして本件対象保有個人情報の一部を訂正し、その余の部分を同条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当しないとして、法30条1項の規定により一部訂正とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 2 理由

##### (1) 申告処理について

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところである。

##### (2) 対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、請求人が法18条1項の規定に基づく部分開示決定（平成26年7月11日付け島労発基0711第1号）により開示を受けた、請求人の申告に対して特定労働基準監督署が行った申告処理に係る書類である。

##### (3) 訂正請求対象保有個人情報の該当性について

本件審査請求に係る相談票は、請求人に係る申告を受理するに当たり、特定労働基準監督署において請求人から受けた相談内容等が記載されているものであり、請求人は上記(2)により部分開示された相談票に係る「相談の内容」欄の記述の一部について訂正を求めているもので、法27条1項1号の訂正請求の対象である情報に該当する。

##### (4) 訂正の要否について

法29条は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと規定している。

ただし、請求人は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないかと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、訂正請求を受けた原処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、原処分庁に自

ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要があるとされている（平成26年度（行個）答申第91号）。そして、訂正請求を受けた原処分庁が、当該訂正請求に理由があると認めたときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、同条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになると解されている（平成26年度（行個）答申第91号）。

申告受理に当たり、労働基準監督署の担当者は、労働者からの相談内容やこれを踏まえた対応方針について、必要と判断した内容を記載するものである。

諮問庁において、島根労働局を通じて特定労働基準監督署の担当者に、本件審査請求にかかる相談票の「相談の内容」欄について、訂正請求に係る部分の記述内容の確認を行ったところ、本件訂正請求部分のうち、関係する第三者から確認した内容から訂正内容が事実であることが明らかとなった事業場の業務に従事する者の人数及び客観的事実から訂正内容が事実であることが明らか部分については、原処分において、法第29条の当該訂正請求に理由があると認められるとして、既に訂正を行ったところである。

一方、本件訂正請求部分のうち、訂正を行わなかった部分については、特定労働基準監督署の担当者が、請求人から相談を受けた際に聴取した内容とは異なるものであり、担当者は、事実と異なる内容を記載したとの認識もないとのことである。また、訂正請求の内容が事実でないと判断できる明確かつ具体的な根拠は、請求人から示されていない。

したがって、これらの部分は、事実でないと判断するための根拠が認められないことから、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しない。

### 3 請求人の主張に対する反論

請求人は審査請求書において「文中4訂正しなかった理由中、相談内容の記載が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることができなかったことについては、内容が「事実でない」とは言えないため、訂正請求に理由がないと判断した。とあるが島根労働局としては当初の文書から類推判断されたのであり、私は当初の文書に対して訂正請求をしているのだから、今一度島根労働局で関係する当事者の聴取等を行い事実確認を確実に実施し、真実を把握していただきたい」と主張しているが、上記2（4）で述べたとおり、請求人の主張については、法29条の保有個人情

報の訂正をしなければならない場合には該当しない。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年2月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月23日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成28年6月30日 審議
- ⑤ 同年7月21日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件訂正請求及び原処分について

本件訂正請求は、審査請求人が法12条1項に基づき開示請求を行い、平成26年7月11日付け島労発基0711第1号により開示決定がされた本件対象保有個人情報について、その訂正を求めるものである。

処分庁は、その一部を訂正したが、その余の部分は、法29条に規定する保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

審査請求人は、事実と異なっていると、その訂正を求めている。

これに対し、諮問庁も原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

##### 2 訂正請求対象情報該当性について

###### (1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ

具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報とは、上記1のとおり、審査請求人が法に基づく保有個人情報の開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において、諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、本件訂正請求がされた部分は、労働基準監督署への申告を行った者である審査請求人からの相談内容であり、審査請求人が訂正を求める記載も、審査請求人の相談内容であることから、いずれも、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 諮問庁は、理由説明書において、訂正の要否について以下のとおり説明する。

ア 申告受理に当たり、労働基準監督署の担当者は、労働者からの相談内容やこれを踏まえた対応方針について、必要と判断した内容を記載するものである。

イ 諮問庁において、島根労働局を通じて特定労働基準監督署の担当者に、本件審査請求に係る相談票の「相談の内容」欄について、訂正請求に係る部分の記述内容の確認を行ったところ、本件訂正請求がされた部分のうち、関係する第三者から確認した内容から訂正内容が事実であることが明らかとなった事業場の業務に従事する者の人数及び客観的事実から訂正内容が事実であることが明らかな部分については、原処分において、法29条の当該訂正請求に理由があると認められるとして、既に訂正を行ったところである。

一方、本件訂正請求がされた部分のうち、訂正を行わなかった部分については、特定労働基準監督署の担当者が、審査請求人から相談を受けた際に聴取した内容とは異なるものであり、担当者は、事実と異なる内容を記載したとの認識もないとのことである。また、訂正請求に係る部分の記述内容が事実でないとは判断できる明確かつ具体的な根拠は、審査請求人から示されていない。

したがって、これらの部分は、事実でないとは判断するための根拠が認められないことから、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しない。

(2) 本件対象保有個人情報が記録されている相談票は、その体裁や内容を

見ると、当事者の発言内容及び行動を細大漏らさず記載することが要求されている文書ではなく、担当者の理解に基づき相談対応に必要な範囲で記載される文書であると認められる。

当該文書の性格に照らせば、担当者が当該文書の作成目的に照らしてその記載内容を取捨選択することは、当該担当者の職務上の権限内の行為と言うべきであり、その結果、審査請求人の意に沿わない記載内容となっても、それが当該文書の性格に照らして許容される範囲内のものであれば、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないというべきである。

そこで、審査請求人が訂正を求めている各記載について、法29条に基づく訂正義務が生じるか否かを検討する。

#### ア 「会社」の記載について

相談票（平成26年4月14日受付）「相談の内容」欄の7行目12文字目及び13文字目、8行目8文字目及び9文字目、14行目16文字目及び17文字目、15行目24文字目及び25文字目並びに16行目1文字目及び2文字目並びに別紙相談票の続き「相談の内容」欄の6行目1文字目及び2文字目の「会社」の記載については、既に開示されている申告処理台帳の「申告の内容」欄で「特定会社名」に修正されていることから「特定会社名」に訂正すべきである。

#### イ 「解雇日」及び「委託終了日」の記載について

当該部分については、相談票の添付資料である「駅業務請負契約書」に記載された日付と同一であり、審査請求人から当該部分の記載が事実でないと判断できる明確かつ具体的な根拠も示されていない。

したがって、当該請求については法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

#### ウ 審査請求人が主張する追加記載について

審査請求人は、採用の経緯、給与の支払、解雇日の通告及び解雇に関する書類等について詳細な記述等に訂正することを求めている。

本件訂正請求がされた部分のうち、訂正を行わなかった部分については、「特定労働基準監督署の担当者が、請求人から相談を受けた際に聴取した内容とは異なるものであり、担当者は、事実と反する内容を記載したとの認識もない。」と諮問庁は説明する。また、訂正請求に係る部分の記述内容が事実でないと判断できる明確かつ具体的な根拠は、審査請求人から示されていない。

さらに、上述のとおり、相談票は、当事者の発言内容及び行動を

細大漏らさず記載することが要求されている文書ではなく、担当者の理解に基づき相談対応に必要な範囲で記載される文書であると認められ、審査請求人が請求する訂正をしないことで、現在記載されている内容が、明らかに審査請求人が相談した内容と異なることになるとは認められない。

このため、当審査会としては、訂正請求部分が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることができず、本件訂正請求については、理由があるとは認められない。

したがって、当該請求については、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、その一部を法29条の要件に該当しないとして不訂正とした決定については、別紙に掲げる部分は、同条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当すると認められるので、訂正すべきであるが、その余の部分は、同条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められないので、不訂正としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙（訂正すべき部分と訂正内容）

相談票（平成26年4月14日受付）「相談の内容」欄の7行目12文字目及び13文字目，8行目8文字目及び9文字目，14行目16文字目及び17文字目，15行目24文字目及び25文字目並びに16行目1文字目及び2文字目並びに別紙相談票の続き「相談の内容」欄の6行目1文字目及び2文字目の「会社」の記載を「特定会社名」に訂正